

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/4/1 火	859	843	852	187	183	185	60	10	31
4/2 水	960	828	849	186	183	185	71	12	34
4/3 木	867	819	850	187	183	185	53	11	26
4/4 金									
4/5 土									
4/6 日									
4/7 月									
4/8 火	859	823	848	188	182	185	57	11	27
4/9 水	865	831	851	189	182	185	54	9	33
4/10 木	858	825	845	188	182	185	71	11	41
4/11 金									
4/12 土									
4/13 日									
4/14 月									
4/15 火	857	829	848	187	184	185	47	11	24
4/16 水	857	816	846	187	183	185	62	9	27
4/17 木	870	776	844	184	180	182	56	10	27
4/18 金									
4/19 土									
4/20 日									
4/21 月									
4/22 火	858	825	845	189	180	185	86	9	38
4/23 水	853	833	845	188	181	185	50	10	27
4/24 木	867	830	849	189	182	185	48	10	23
4/25 金									
4/26 土									
4/27 日									
4/28 月									
4/29 火									
4/30 水									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は休日 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/4/1 火	894	859	873	187	184	185	13	10	11
4/2 水	880	855	865	188	182	185	13	9	12
4/3 木	886	850	867	189	182	185	13	10	12
4/4 金									
4/5 土									
4/6 日									
4/7 月									
4/8 火	906	856	875	187	182	185	13	9	11
4/9 水	886	858	872	187	182	185	13	10	11
4/10 木	892	853	870	189	180	185	13	10	11
4/11 金									
4/12 土									
4/13 日									
4/14 月									
4/15 火	897	853	859	189	181	185	15	10	11
4/16 水	870	848	856	192	180	185	13	10	11
4/17 木	866	833	855	189	182	186	15	11	12
4/18 金									
4/19 土									
4/20 日									
4/21 月									
4/22 火	874	846	858	194	180	185	24	10	13
4/23 水	863	848	856	189	181	185	16	10	12
4/24 木	878	847	855	190	180	185	24	10	12
4/25 金									
4/26 土									
4/27 日									
4/28 月									
4/29 火									
4/30 水									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止